

## 高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画を策定。介護保険料が変更になります

加西市は、平成24～26年度を計画期間とする、高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画を3月に策定しました。詳しくは、市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

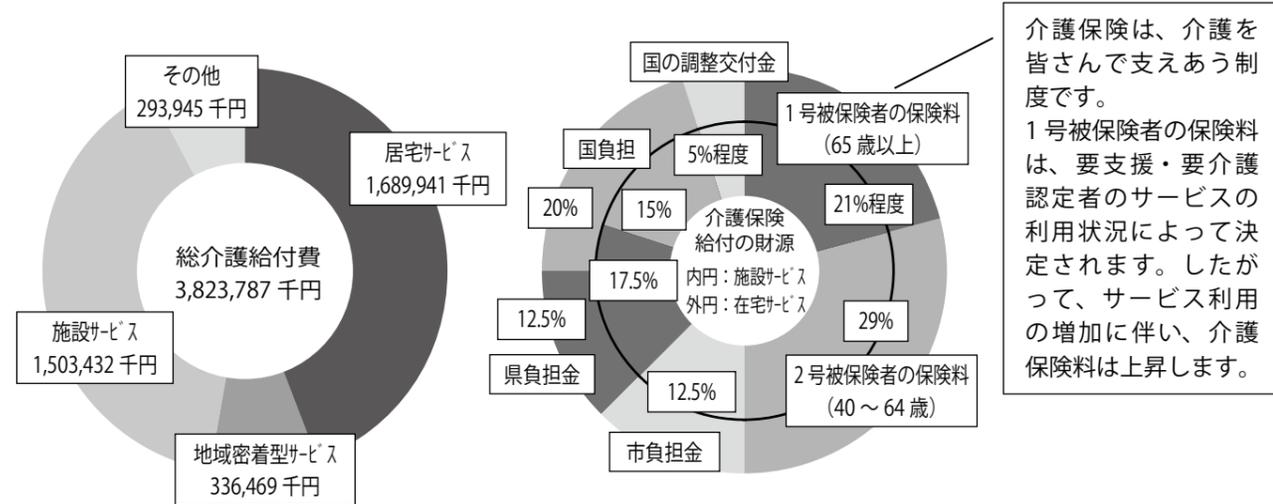
### ■基本理念

すべての高齢者が、住みなれた地域で心身ともに自立し、健康でいきいきと安心して暮らせるまちづくり

### ■6つの重要施策

- ① 健康寿命の延伸に向けた取組みの推進
- ② 高齢者の生きがいある暮らしの実現
- ③ 地域におけるケア体制の充実
- ④ 高齢者の尊厳に配慮したケア対策の推進
- ⑤ 介護サービスの質の向上と介護保険事業の適正な運営
- ⑥ 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

### ■介護給付費の内訳（平成24年度見込み）と財源



### ■65歳以上の方の介護保険料（平成24～26年度）

所得段階	対象となる方	年額（各年度）	
		24～26	21～23
①	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税	29,800円	24,300円
②	世帯全員が市民税非課税	課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の方	37,200円
③		課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超え、120万円以下の方	41,700円
		課税年金収入＋合計所得金額が120万円を超える方	44,700円
④	世帯の誰かが市民税課税	本人は市民税非課税で、課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の方	53,600円
		本人は市民税非課税で、課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超える方	59,600円
⑤	本人が市民税課税	合計所得金額が190万円未満の方	74,500円
⑥		合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	89,400円
⑦		合計所得金額が400万円以上の方	104,300円

【問合せ先】 長寿介護課・介護保険係 ☎48788 FAX48955 kaigo@city.kasai.lg.jp

## 7月から中学3年生までの医療費が無料になります

加西市は、子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるように、7月から下表のとおり、中学3年生までの医療費を無料にします。

### ■入院・通院にかかる自己負担額

	6月まで	7月から
入院費	中学3年生まで無料	無料
通院費	小学3年生まで無料	
		小学4年生～中学3年生は2割負担（※）

なお、対象となる医療費は保険診療分のみです。

また、所得制限がありますので、対象とならない場合があります。

※平成23年10月に改正（3割→2割負担）になった「こども医療費受給者証」の交付対象者で、まだ申請をされていない方は、早めに手続きをしてください。

【問合せ先】 市民課・福祉医療係 ☎48721 FAX41792 shimin@city.kasai.lg.jp

## 国民健康保険の加入・脱退はお早めに

右の「こんなとき」に該当する場合は、お早めに届出をお願いします。

国保への加入が遅れると、加入資格を得た時点まで保険税をさかのぼって納めなくてはなりません。逆に国保をやめる届け出が遅れると、知らずに職場の健康保険料と国保税を二重に支払ってしまうことになりますので、届け出はお早めをお願いします。



※子供が生まれたときには出産一時金と乳幼児医療証の交付の申請を、国保の被保険者が死亡したときには葬祭費の申請をそれぞれ行ってください。その他ご不明な点はお問い合わせください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入	他の市町村から転入してきた	他の市町村の転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめた	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれた	被扶養者でない証明書、印鑑
	子供が生まれた	保険証、印鑑
国保をやめる	他の市町村に転出する	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入した	国保と職場の健康保険の両方の保険証、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になった	保険証、印鑑
	国保の被保険者が死亡した	保険証、印鑑
その他	同じ市町村内で住所が変わった	保険証、印鑑
	世帯主や氏名が変わった	
	世帯が分かれたり、いっしょになった	保険証、在学証明書、印鑑
	修学のため、別に住所を定める（他市町村への転出の場合にかぎる）	
保険証をなくした、あるいは汚れたりして使えなくなった（再交付）	身分を証明するもの、印鑑	

【問合せ先】 市民課・国民健康保険係 ☎48721 FAX41792 shimin@city.kasai.lg.jp